

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第 1 3 号

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成４年川崎市人事委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「学部長」の次に「、研究科長」を加える。

第３条第１項第２号中「学部長」の次に「、研究科長」を加え、同項に次の２号を加える。

（３）任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員

次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第７条第１項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア ５号給から７号給まで及び任期付職員条例第７条第３項の規定による給料月額 ６，０００円

イ ３号給及び４号給 ５，０００円

ウ １号給及び２号給 ４，０００円

（４）任期付研究員条例第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員

次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第５条第１項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア ６号給及び任期付研究員条例第５条第４項の規定による給料月額 ６，０００円

イ ４号給及び５号給 ５，０００円

ウ １号給から３号給まで ４，０００円

第３条第２項を次のように改める。

２ 条例第１３条の３第３項第２号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。

第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第13条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第13条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第13条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附則第2項中「第3条第1項中」を「第3条第1項第1号及び第2号中」に改める。

別記様式を次のとおり改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。